

令和 3 年 8 月 10 日
株式会社日本政策金融公庫

「令和 3 年高温・少雨による被害を受けられた農業者等の皆さまの相談窓口」の設置について

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）札幌・北見・帯広支店農林水産事業は、8月10日付けで「令和3年高温・少雨による被害を受けられた農業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害により被害を受けられた農業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先
札幌支店 農林水産事業	電話 011-251-1261 住所 北海道札幌市中央区北一条西 2-2-2 北海道経済センタービル 4階
北見支店 農林水産事業	電話 0157-61-8212 住所 北海道北見市幸町 1-2-22 2階
帯広支店 農林水産事業	電話 0155-27-4011 住所 北海道帯広市大通南 9-4 帯広大通ビル 3階

日本公庫は、本災害により被害を受けられた農業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	利率 (※2)
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた 経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※3) 年間経営費等の 6/12以内	10年以内 (3年以内)	0.16~ 0.17%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

※2 利率は令和3年8月10日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。